

3. 国・自治体・関係団体からの情報

Information provided by agencies concerned
including central/local governments

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 港湾分野のインフラシステム輸出等に係る最近の動向 | 国土交通省港湾局産業港湾課
国際企画室長 西村 拓 |
| (2) 秋田港のコンテナ取扱量と環日本海交流について | 秋田県産業労働部商業貿易課 |
| (3) 新潟県内港の最近の状況 | 新潟県交通政策局港湾振興課 |
| (4) 伏木富山港の対岸諸国との交流について | 富山県土木部港湾課 |
| (5) 京都舞鶴港の主要な取組状況 | 京都舞鶴港振興会 |
| (6) 境港の港勢〈平成 28 年速報値〉について | 境港貿易振興会 |

NEANET 情報交換会

港湾分野のインフラシステム輸出等に係る最近の動向

平成29年5月26日(金)

西村 拓

国土交通省港湾局産業港湾課国際企画室長

本日のプレゼンテーション

1. インフラシステム輸出戦略

2. 港湾分野のインフラシステム輸出等

- ①川上から川下までの一貫した取組
- ②プロジェクト推進のためのプラットフォーム
- ③各地域における取組

1. インフラシステム輸出戦略

2

インフラシステム輸出戦略

概要

- 政府は、2013年5月、第4回経協インフラ戦略会議にて、「2020年に約30兆円（2010年約10兆円）のインフラシステムの受注（事業投資による収入額等を含む）」を成果目標として、「インフラシステム輸出戦略」を策定（閣議決定）。
- 2016年5月、同戦略のフォローアップを目的として、「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」を策定（閣議決定）。

同戦略の施策体系（5本柱）

1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
 - ・多彩で強力なトップセールス・戦略的対外広報の推進
 - ・官民連携体制の強化
 - ・インフラ案件の面的・広域的な取組への支援等
2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援
 - ・中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進
 - ・人材育成等
3. 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得
 - ・国際標準の獲得と認証基盤の強化
 - ・先進的な低炭素技術の海外展開支援等
4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援
 - ・医療分野、農業・食品分野、宇宙分野等
5. エネルギー・鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保の推進
 - ・低廉なLNG確保に対する支援強化等

○経協インフラ戦略会議

我が国企業のインフラ・システムの海外展開等を支援し、海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、2013年3月、発足。構成員は以下の通り。
 ・議長：内閣官房長官
 ・構成員：財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等の関係閣僚

インフラシステム受注実績の推移

◎統計等に基づくインフラ受注実績（注）



（参考）主な分野別内訳（概数、兆円）

分野		2010	2014
エネルギー		3.8	5.6
交通		0.5	1.0
情報通信	通信事業	1.0	5.7
	通信機器等	3.0	3.4
基盤整備		1.0	1.8
生活環境		0.3	0.4

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。

※第24回経協インフラ戦略会議資料等より国土交通省港湾局作成 3

5本柱と港湾関係の具体的施策

1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
 - ・インフラ案件の面的・広域的な取組への支援
(具体的施策)
資源等の産業開発と積出港等の臨海部整備・運営の組み合わせなど面的プロジェクトの形成
 - ・インフラ案件の川上から川下までの一貫した取組への支援
(具体的施策)
(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)が行う出資と事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進
2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援
 - ・グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築
(具体的施策)
インフラの整備・運営・維持管理に必要な人材育成・活用のための仕組み作り
3. 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得
 - ・国際標準の獲得と認証基盤の強化
(具体的施策)
相手国の制度整備(基準、港湾物流に係る情報伝達の電子化(海外港湾EDIシステム等))等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化、相手国のデファクト・スタンダード獲得等を推進
 - ・防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の主導
(具体的施策)
ASEAN、中南米等で港湾防災ガイドラインの作成や防災に係る人材育成等の取組みを支援

「インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)」より国土交通省港湾局作成

4

JOIN((株)海外交通・都市開発事業支援機構)による支援



5

質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ

概要

- 2016年5月26・27日に開催された伊勢志摩サミットの開催に先立って、5月23日、第24回経協戦略インフラ会議において、議長国としてG7各国の首脳に対して、質の高いインフラ整備への積極的な取組を呼びかけることを目的として、安倍総理より、以下の3つの柱からの構成される「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表。

3つの柱

※質の高いインフラ
一見、値段が高く見えるものの、使いやすく、長持ちし、そして環境に優しく災害の備えにもなるため、長期的に見れば安上がりなインフラ。
「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月総理発表)において我が国が提唱。

1. 世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大

- 世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、約2,000億ドルの資金等を供給
 - ①対象地域をアジアから全世界に(ロシア・アフリカ等)
 - ②資源エネルギー等も含む幅広いインフラに対象を拡大(石油・ガス、病院等)
 - ③オールジャパンで関係機関が実施
 - (JICA、JBICに加え、NEXI、JOIN(交通・都市開発)、JICT(通信・放送・郵便)、JOGMEC(石油ガス・金属鉱物資源))

2. 質の高いインフラ輸出のための更なる制度改善

- (1)迅速化の更なる推進
 - 円借款の更なる迅速化(F/S調査開始から着工までの期間を最短1年半に短縮。事業期間の「見える化」)
- (2)民間企業の投融資奨励
 - JICA海外投融資の柔軟な運用・見直しやユーロ建て海外投融資の検討
 - NEXI貿易保険の機能拡大(海外投資保険・輸出保険の非常危険のカバー率(上限)を100%に)
 - JOIN・JICTの出資基準・運用の緩和
 - JBICと市中銀行の協調融資における市中優先償還の柔軟な適用
- (3)その他
 - 途上国の地熱開発支援
 - 大規模インフラ案件に対するF/S支援
 - 無償資金協力の制度・運用改善
 - 人材育成支援の更なる強化

3. JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制強化と財務基盤の確保

首相官邸HP等より国土交通省港湾局作成

6

総理・閣僚等による先方政府等への働きかけ(トップセールス)の実施

概要

- 総理・閣僚等の外国訪問時に先方政府等に我が国インフラシステムの優位性をPRすること等を目的にトップセールスを実施。
- 外国要人が訪日した際には、我が国インフラシステムの視察等を通じて、先方政府に働きかけ等を実施。

トップセールス実施件数

(外国訪問分)

	総理		閣僚		副大臣・政務官		合計	
	件数	うち経済ミッション	件数	うち経済ミッション	件数	うち経済ミッション	件数	うち経済ミッション
(参考)2012年	10	0	19	1	19	4	48	5
2013年	34	8	46	7	41	5	121	20
2014年	32	10	42	10	53	7	127	27
2015年	32	9	36	4	51	9	119	22
2013年以降の合計	98	27	124	21	145	21	367	69

(先方訪日分)

総理	閣僚	副大臣 政務官	合計
15	28	15	58
30	72	46	148
12	41	37	90
26	62	43	131
68	175	126	369

1実施先国=1件とカウント

※経済ミッション

総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップが同行し、政府一丸・官民連携により実施するトップセールスのこと

※第24回経協インフラ戦略会議資料より国土交通省港湾局作成

7

2. 港湾分野のインフラシステム輸出等

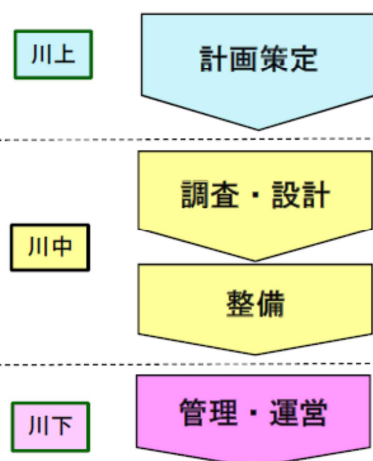
①川上から川下までの一貫した取組

8

港湾分野におけるインフラシステムの海外展開政策

- ◆ 川上（計画策定段階）から川中（整備段階）、川下（管理・運営段階）まで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進。
- ◆ 最重点地域のASEANのほか、高い経済成長を遂げた南アジア、豊富な資源を有するアフリカ等のインフラ需要を積極的に取り込む。
- ◆ また、極東の産業振興・輸出基地化の観点からロシアと、国際海上物流の戦略的パートナーシップの観点からシンガポールと、港湾当局間の協力の枠組みを構築。

プロジェクトの流れ



日本の経験・技術・ノウハウの例

○産業立地型港湾開発

- ・経済特区（SEZ）と一体となった港湾開発（ミャンマー ティラワ港、ケニア モンバサ港）

○質の高い港湾建設技術

- ・岸壁の急速施工（ミャンマー ティラワ港、インドネシア パティンバン港）
- ・地盤改良（インドネシア パティンバン港）
- ・濁りを発生させない浚渫（モザンビーク ナカラ港）

○効率的な運営、人材育成

- ・港湾公社職員の日本での研修（ミャンマー ティラワ港）

9

日本の経験を活かした産業立地型港湾開発への支援

計画策定段階

概要

- 臨海部の産業立地と港湾インフラ等を一体的に開発し、雇用と所得を創出した日本の経験を日本の成功ビジネスモデルとして海外展開を図る。
- 臨海部産業立地型の港湾整備・運営を官民が一体的に実施することの有効性等のPRを図る。

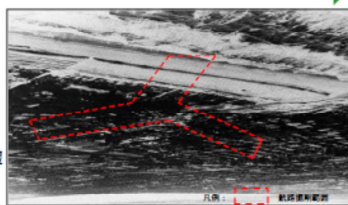
日本の成功事例…鹿島開発



《主な視察者》

- 2014年10月、ミャンマー エー・ミン労働・雇用・社会保障大臣、ハン・セイン運輸副大臣
- 2015年4月、タイ アーコム運輸副大臣
- 2016年2月、モザンビーク メスキータ運輸通信大臣
- 2017年2月、ミャンマー タン・ミン商業大臣

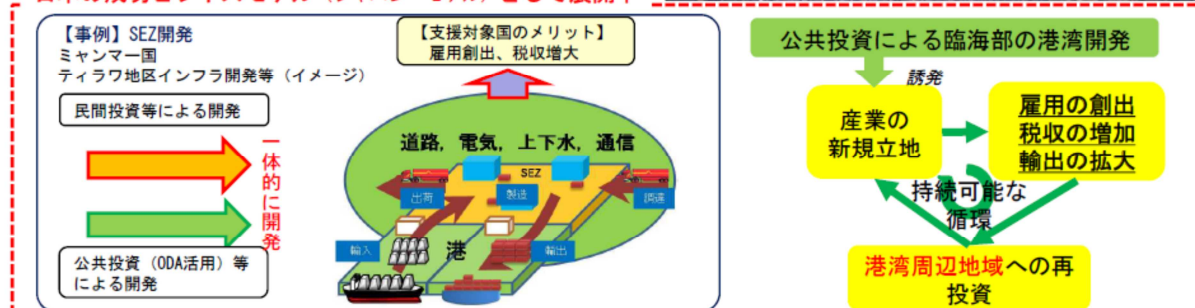
総事業費約1,400億円のうち
70%以上が公共投資
(全国総合開発計画等)



開発前の鹿島港 (1963年)



日本の成功ビジネスモデル (ジャパン・モデル) として展開中



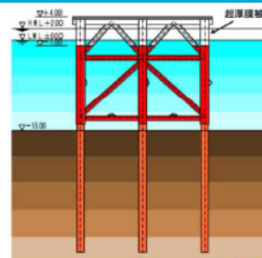
10

我が国が誇る質の高い港湾建設技術の例

整備段階

① 岸壁等の急速施工 (例: ジャケット工法)

- 鋼管で組み合わせた立体トラス構造物の脚に、杭を打ち込んで海底地盤に固定し、杭と脚を溶接等により一体化させた構造。
- 工場で製作された栈橋等のジャケットを現地に設置することで、急速施工・早期供用に貢献。



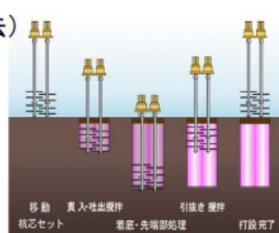
ジャケット工法のイメージ



ジャケット設置の様子

② 軟弱地盤上に土地を造成する際の地盤改良 (例: CDM工法)

- 軟弱地盤中にセメント系固化材を注入し、軟弱地盤とともに攪拌混合することで化学的に地盤を固化する。
- 沈下が少なく、改良効果が極めて高いため、早期に安定した堅固な地盤に改良することが可能。



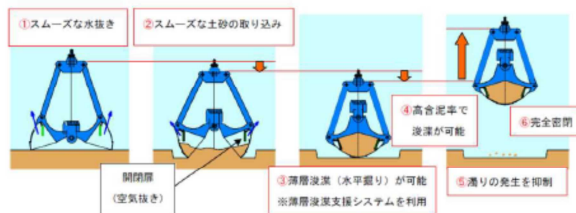
CDM工法のイメージ



CDM船による海底の地盤改良

③ 環境に配慮した浚渫 (例: 密閉型グラブ浚渫工法)

- 重金属やダイオキシン類等で汚染された航路や泊地における底泥の除去対策として開発された浚渫工法。
- 密閉型のグラブパケットを採用することで濁りの発生を極力防止し、精度の高い浚渫を実現。



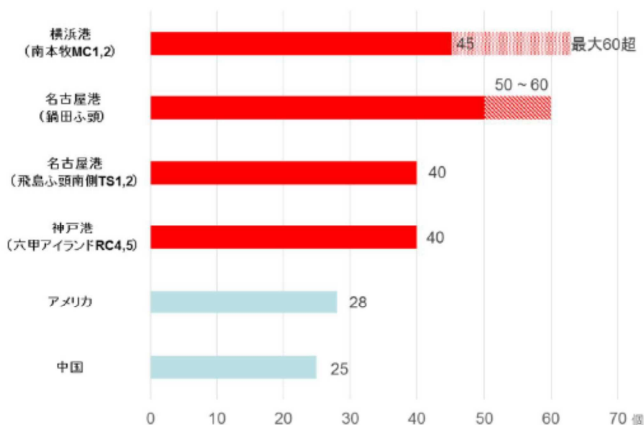
密閉型グラブを用いた浚渫のイメージ

出典: 東亜建設工業(株)HP 11

概要

- 我が国の港湾は高い技術力に基づいた高品質なサービスを提供しており、ガントリークレーン1基1時間当たりの平均荷役積卸回数が最大60個を超えるなど、世界の中でも高い生産性を有している。
- また、支援対象国に対して、行政と民間企業の連携等により、国内外において人材育成を実施している。

○ガントリークレーン1基1時間当たりの平均荷役積卸回数



出典：国内各港はターミナルオペレータからのヒアリング及びjournal of commerceより、アメリカ及び中国は CK Hutchison Holdings HPより国土交通省港湾局作成

○人材育成の例

【ミャンマー港湾公社(MPA)職員研修】

ミャンマーにおいて、円借款で整備したティラワ港の効率的な運営を図るため、MPA職員の港湾運営能力の向上を目的とした研修を、官民の連携により実施。

- ・実施団体：一般社団法人 日本港運協会
(国土交通省は研修講師として職員を派遣)
- ・実施期間：2015年3月～2017年3月 (4週間 * 12回)
- ・受入人数：60名 (5名 * 12回)



研修講義



実地研修(神戸港)

2. 港湾分野のインフラシステム輸出等

②プロジェクト推進のためのプラットフォーム

海外港湾物流プロジェクト協議会の概要

1. 設立主旨

海外での港湾物流プロジェクトを官民協働で推進するため、官民の意見交換を行う場として設立する。
具体的には以下を行う。

①官民情報の共有、意見交換 ②官民協働でのセミナー開催 ③訪日ミッションの受入れ 等

2. 参加者

- 座 長：伊藤忠商事（株） 会長 小林栄三
- 副座長：（一社）日本鉄鋼連盟 建設企画委員会委員長 那須七信
- 民間企業：88社（平成28年11月30日時点）
- 関係機関：13機関
- 政府機関：国土交通省
（オブザーバー：外務省、財務省、経済産業省）

3. 活動実績

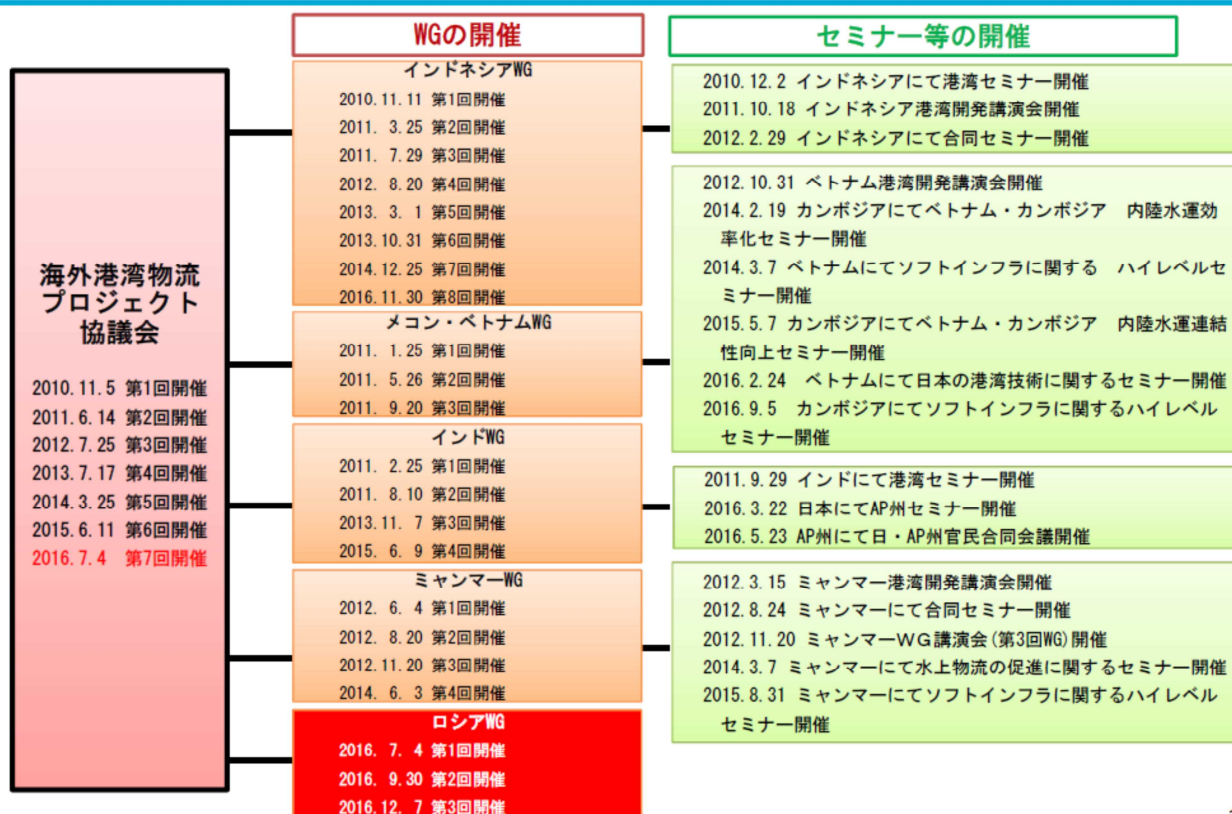
- 平成22年11月 5日：第1回協議会を開催
- 平成23年 6月14日：第2回協議会を開催
- 平成24年 7月25日：第3回協議会を開催
- 平成25年 7月17日：第4回協議会を開催
- 平成26年 3月25日：第5回協議会を開催
- 平成27年 6月11日：第6回協議会を開催
- 平成28年 7月 4日：第7回協議会を開催（第1回ロシアWGを同時開催）



第7回協議会の様子（平成28年7月19日）

14

海外港湾物流プロジェクト協議会 活動実績



15

北東アジア港湾局長会議について

経緯

1995年から1999年の間、年1回開催されていた日韓港湾局長会議をベースに中国が加わり3国に拡大したもの。議論の内容は、日中韓物流大臣会合に報告されることとなっている。

目的

日韓中三国の港湾担当部局の局長が、三国の港湾の発展のため港湾行政全般にわたり広範に意見交換を行う。

第17回北東アジア港湾局長会議の概要

日時: 2016年11月3日(木) 9:00～18:00

場所: 韓国・仁川市、キョンウォンジェ・アンパサダー仁川ホテル

議事概要:

- 「港湾と都市の調和」をテーマとして、各国の港湾情勢について意見交換。
- 三国が共同して研究に取り組んでいる、港湾法制度の比較、コンテナ荷役能力、**港のにぎわいづくり**、沿岸環境の変化と対策の効果の四つのテーマについて報告。
- 次回会合を中国で開催することを決定。
- 上記内容の議事録に三国で署名。



○第17回港湾局長会議 議事録署名後の記念撮影

16

第17回北東アジア港湾シンポジウム

日時: 2016年11月4日(金) 13:00～18:00

場所: 韓国・仁川市、セントラルパークホテル・ソンド

主催: 韓国海洋水産部、韓国港湾協会、仁川市、仁川港湾公社

参加者: 日中韓の官民の港湾関係者合わせて約170名 (日本側 約40名、中国側 約20名、韓国側 約110名)

※日本側の参加者: 川崎市、鳥取県、境港管理組合、博多港ふ頭(株)など

「グローバル環境の変化における港湾政策」および「4次産業革命と港湾」をテーマに三か国の専門家が発表。さらに、特別講演として仁川港湾公社より「仁川港の紹介」と題して発表。



小野憲司氏

第1部「グローバル環境の変化における港湾政策」では、京都大学防災研究所 小野教授らがプレゼン

- 中国: 南京港(集団)有限公司
副ジェネラルマネージャー GE, Hongjun 氏
- 日本: 京都大学防災研究所 教授 小野 憲司 氏
- 韓国: 韓国海洋水産開発院
ダイレクター Kim, Geun Sub 氏



大野正人氏

第2部「4次産業革命と港湾」では、(一財)港湾空港総合技術センター 大野理事らがプレゼン

- 中国: 南通港口集团有限公司 Chen, Yong 氏
- 日本: 一般財団法人港湾空港総合技術センター
理事 大野 正人 氏
- 韓国: 韓国海洋水産開発院
ダイレクター Choi, Sang-Hei 氏



シンポジウム会場の模様

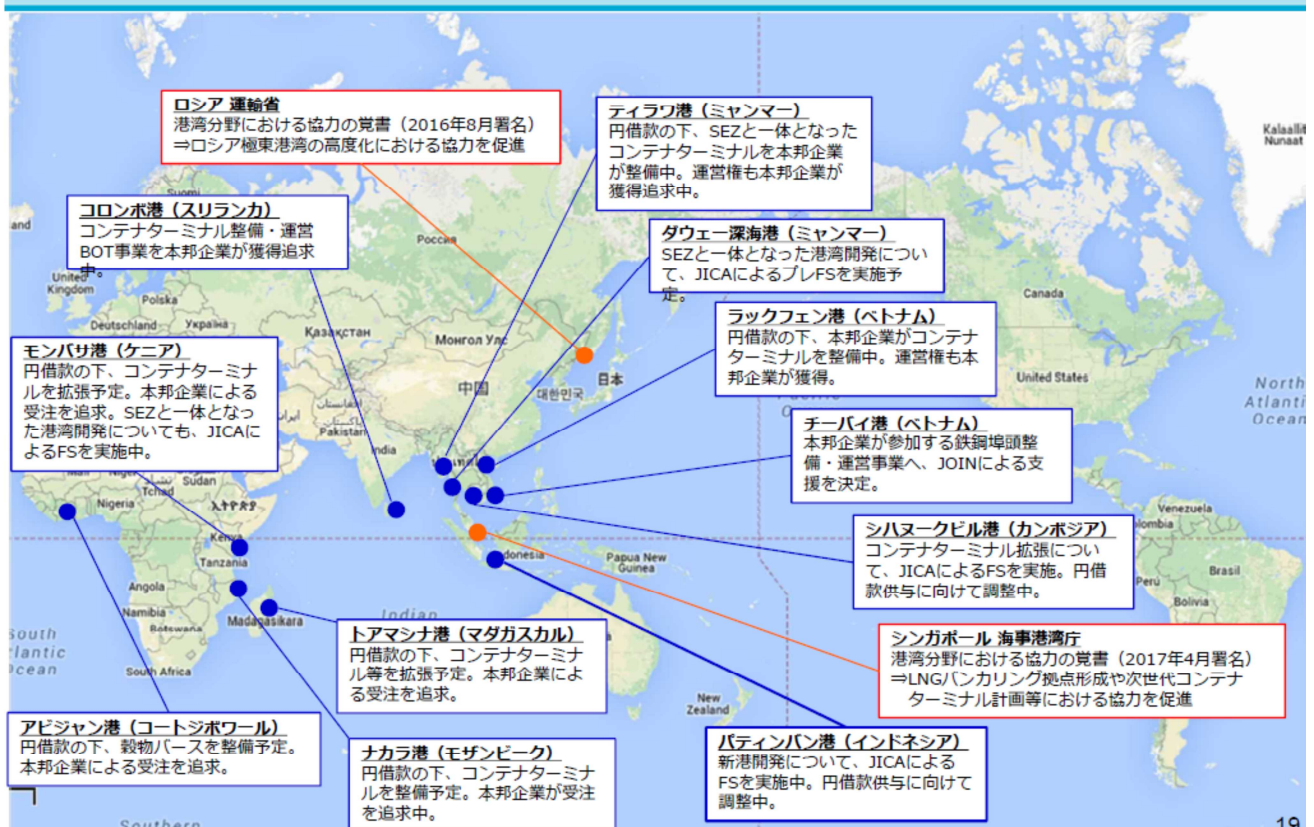
17

2. 港湾分野のインフラシステム輸出等

③各地域における取組

18

海外における現在進行中の主な港湾プロジェクトの例



19

二国間首脳会談概要

- 安倍総理は、TICADVI開催国であるケニアをはじめ、12カ国の首脳と二国間会談を実施。
- ケニア、モザンビークとの首脳会談では、安倍総理から、両国の港湾開発等に対する重要性を述べ、コートジボワール、マダガスカルとの首脳会談では、両国の港湾プロジェクトに対する円借款の供与を表明。

日ケニア首脳会談



ケニア大統領と握手する安倍総理

安倍総理から、**北部回廊の玄関口であり東アフリカへの物流拠点として日本企業の関心が高いモンバサ港の開発**や、オルカリアV地熱発電開発についても協力を促進していく旨を伝えました。

※日ケニア共同声明において、モンバサ経済特区の持続的な共同開発の必要性を認識し、両政府間の覚書を確認。

日モザンビーク首脳会談



モザンビーク大統領と握手する安倍総理

安倍総理から、**ナカラ回廊開発の進展**を歓迎するとともに、我が国がエルニーニョ被害に対する食料・栄養支援を実施していることを紹介しました。

日コートジボワール首脳会談



コートジボワール大統領と握手する安倍総理

安倍総理から、水揚げ場整備に係る無償資金協力を実施するとともに、**アビジャン港穀物バース建設支援のための円借款（供与限度額108.69億円）を供与する方針を表明**しました。これに対し、ウワタラ大統領から、日本の支援は、コートジボワールの人々に希望を与えるものであるとして、謝意の表明がありました。

日マダガスカル首脳会談



マダガスカル大統領と握手する安倍総理

安倍総理から、**トアマシナ港拡張計画に係る約452億円の円借款を供与する方針を表明**し、質の高いインフラ整備のため日本企業の高い技術が活用されることを期待する旨を述べ、ラジャオナリマンピアニナ大統領から、感謝の表明がありました。

※外務省HPより港湾局作成 20

日本とシンガポール間の港湾分野における協力に関する覚書に署名

平成29年4月3日、**日本とシンガポールの港湾分野における相互協力を促進させるため、国土交通省港湾局とシンガポール海事港湾庁との間で、港湾分野における協力に関する覚書に署名**を行った。

1. 署名日

平成29年4月3日（月）

2. 場所

横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟4階 「さくら」

3. 名称

日本国国土交通省港湾局及びシンガポール海事港湾庁との間の港湾分野における協力に関する覚書

4. 目的

港湾分野における緊密なパートナーシップ、日本とシンガポールの港湾の持続可能な発展のための相互支援を強化し、港湾分野における日本とシンガポールの相互交流を拡大する。

5. 協力の範囲

港湾の計画、整備、管理、運営、技術開発 等

6. 署名者

菊地 身智雄 国土交通省港湾局長
アンドリュー・タン シンガポール海事港湾庁長官



覚書の交換の様子
(右：菊地局長、左：タン長官)

《両署名者のコメント》

（国土交通省港湾局長）

コンテナ船の大型化や海運アライアンスの再編、船舶の排出ガス規制の強化など、**港湾分野を取り巻く環境は大きく変化している**。これら共通の課題に対応するため、**日本とシンガポールが連携していくことは、アジア地域の発展にとって非常に重要である**。本覚書への署名に基づき、日本とシンガポールの港湾の持続可能な発展のため、**シンガポール海事港湾庁との緊密な協力関係の構築を目指したい**。

（シンガポール海事港湾庁長官）

新技術の到来、デジタル経済の隆盛、世界貿易の構造変化など海洋分野で起きている変化に鑑みると、**本覚書への署名は時宜を得たものである**。本覚書は、**シンガポール海事港湾庁と国土交通省港湾局との間の協力のレベルを高めるものである**。

本覚書の下で想定される新たな活動は、シンガポールと日本で交互に開催される会議、広範な協力や緊密な情報共有、そして、港湾運営会社同士や研究機関同士における協力の促進である。

また、**LNGバンカリングを促進するため、横浜港などの主要港湾との協働も行っていきたい**。

ロシア極東地域における港湾高度化に向けた取組①

○2016年5月6日、ロシア・ソチにおいて開催された日ロ首脳会談において、安倍総理からプーチン大統領へ8項目からなる協力プランを提示し、プーチン大統領からは高い評価と賛意を表明。

○8項目の1つが「極東の産業振興・輸出基地化」であり、ロシア極東地域における港湾高度化が含まれる。

8項目の協力プラン

健康寿命の伸長
快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り
中小企業交流・協力の抜本的拡大
エネルギー
ロシアの産業多様化・生産性向上
極東の産業振興・輸出基地化
先端技術協力
人的交流の抜本的拡大

出典：外務省HP

ロシア極東地域の主な港湾における取扱貨物



22

ロシア極東地域における港湾高度化に向けた取組②

●2016年8月31日、東京において日露運輸次官級会合を行い、ロシア極東における港湾の高度化に関するプロジェクトについて意見交換等を実施。また、ロシア運輸省との間でロシア極東における港湾の高度化に関する協力覚書に署名。

●2016年12月7日、東京において協力覚書に基づく日露港湾当局間会合を行い、プロジェクトの具体化に向けた意見交換を実施。あわせて、日露官民セミナーを開催し、本邦企業への情報提供及びマッチングの支援を推進。

(参考)政府全体の動き①

2016年12月15日及び16日、プーチン・ロシア大統領訪日時において、8項目の協力プランのそれぞれの項目の下で、企業等が行うプロジェクトに関する合計68件の文書が署名された。

●2017年4月14日、モスクワにおいて協力覚書に基づく第2回日露港湾当局間会合を行い、プロジェクトの具体化に向けた意見交換を実施。

(参考)政府全体の動き②

2017年4月17日、安倍総理のロシア・モスクワ訪問時において、8項目の協力プランに関して、合計28件の文書が署名された。

23

北方四島における共同経済活動について①

○平成28年12月 プーチン・ロシア大統領の訪日

プレス向け声明 北方四島における共同経済活動、平和条約締結問題

- 1 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、2016年12月15日－16日に長門市及び東京で行われた交渉において、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達した。かかる協力は、両国間の関係の全般的な発展、信頼と協力の雰囲気醸成、関係を質的に新たな水準に引き上げることに資するものである。
- 2 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、関係省庁に、漁業、海面養殖、観光、医療、環境その他の分野を含み得る、上記1に言及された共同経済活動の条件、形態及び分野の調整の諸問題について協議を開始するよう指示する。
- 3 日露双方は、その協議において、経済的に意義のあるプロジェクトの形成に努める。調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される。
- 4 日露双方は、この声明及びこの声明に基づき達成される共同経済活動の調整に関するいかなる合意も、また共同経済活動の実施も、平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害するものではないことに立脚する。
- 5 両首脳は、上記の諸島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した。

24

北方四島における共同経済活動について②

○平成29年2月7日 共同経済活動関連協議会の設置(座長:岸田外務大臣)

○平成29年4月3日 日露共同経済活動推進室の設置(外務省欧州局ロシア課)

○平成29年4月27日 日露首脳会談

平和条約締結問題

昨年12月の首脳間の合意事項の具体的な進展として、以下の3点で一致しました。

- (1) 航空機を利用した元島民による特別墓参の実現(6月中にも実施)。
- (2) 共同経済活動に関する四島への官民現地調査団を派遣(5月中にも実施)。
- (3) 本年8月末の歯舞群島への墓参の際に追加的な出入域ポイントを設置。

こうした取組を積み重ね、四島における協力で様々な成果を出していく姿を日本人と現在四島に住んでいるロシア人が実感することは、平和条約の問題の解決の意義への理解に繋がるものであり、平和条約締結に向けたプロセスの一環です。

25